

# 声 明

生活保護引下げ処分取消等請求訴訟秋田地裁判決について

2022年（令和4年）3月7日

生活保護引下げ処分取消等請求訴訟原告団

生活保護引下げ処分取消等請求訴訟弁護団

人間らしく生きる裁判を支える会

本日、秋田地方裁判所民事第1部（綱島公彦裁判長）は、生活保護引下げ処分取消等請求事件について、原告らの請求を認めないとする不当判決を言い渡した。

本訴訟は、秋田市、能代市、湯沢市、仙北市、羽後町在住の生活保護利用者合計41名が、秋田県及び秋田市、能代市、湯沢市、仙北市の各市を被告として、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準の見直しを理由とする各保護変更決定処分（生活保護基準引下げ）の取消等を求めた裁判である。全国29地裁で提起された同種訴訟では、2020年6月25日の名古屋地裁判決（請求棄却）、2021年2月22日の大阪地裁判決（請求認容）、札幌地裁、福岡地裁、京都地裁、金沢地裁、神戸地裁に続く8件目の判決である。

本判決は、生活保護基準の決定に関する厚生労働大臣に広範な裁量を認めた上で、減額の根拠とした「ゆがみ調整」「デフレ調整」に関して、厚労大臣が行った杜撰な計算結果等を誠実に検証することもなく、被告らの主張を鵜呑みにした認定、判断を行い、原告らの主張を次々と排斥している。一方で、本判決では原告らの日々の生活が本当に「健康で文化的」なのか、具体的な検討を一切していない。裁判所は、本件の審理過程で明らかになった原告らの生活実態 - 1人1人がどのような思いで、どれほど切り詰めて毎日の生活を送っているか - から意図的に目を背け、訴えに正面から向き合うことを拒絶している。

格差と貧困が拡大固定化する中で、全世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の拡大は、現在の社会保障制度の脆弱さを浮き彫りにするとともに、最後のセーフティネットとしての生活保護の重要性をも明らかにした。それにもかかわらず、生活保護費10%削減という自民党の政権公約を実現する目的でなされた今般の引下げを安易に追認した本判決は、行政を追認して司法の役割を放棄したものに等しく、到底容認できるものではない。

私たちは、政府が生活保護基準を引下げられた全ての生活保護利用者に対し真摯に謝罪し、速やかに2013年引下げ前の生活保護基準に戻し、生活保護利用者の健康で文化的な生活を保障するまで、断固として闘い抜く決意である。

以上